

## 鳥獣被害対策調査特別委員会報告書

鳥獣被害対策調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、鳥獣被害対策に関する諸施策について調査・検討するため、令和二年十二月十六日に設置され、付議事件「鳥獣被害対策に関する諸施策について」を受け、「拡大する鳥獣被害の現状と防止・軽減対策について」を調査項目とした。

調査項目について、県関係部局から県施策の概要及び県内の現状を聴取するとともに、合同会社東北野生動物保護管理センター、農林水産省及び仙台市より参考人を招致して意見を聴取し、さらに、県内の実情を把握するため、大崎市、村田町及び石巻市の取組について調査を実施したほか、他県の事例を参考にするため、群馬県、栃木県及び株式会社馬頭むらおこしセンターの取組などについて調査を行った。

その概要は、次のとおりである。

### 一 現状と課題

#### 1 野生鳥獣による被害の現状について

##### (一) 農業分野における被害について

本県の野生鳥獣による農作物被害額は、平成二十六年度の二億九百九十四万円をピークとして平成二十七年年度は一億三千八百七十万円と減少したものの、その後は増減を繰り返しており、令和元年度は一億五千六百六十二万円となっている。ピーク時から減少しているものの、東日本大震災以前の平成二十一年度と比較すると、被害額は二倍近くに増えている状況にある。

令和元年度の被害額を鳥獣の種類別で見ると、特にイノシシによる被害が約五割を占めており、発生地域は二十六市町村に上る。次いでニホンジカによる被害が約一割を占め、発生地域は五市町に上る。このほか、獣類ではハクビシン、ニホンザル、ツキノワグマ、鳥類ではカラス、カモ、スズメなどによる被害が発生している。

なお、作物別で見ると、稲が六割、野菜が二割弱を占めている。

鳥獣被害は、対策に係る経費や労力の増大、収量・品質の低下による営農意欲の減退、耕作放棄の増加などにも進展し、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしており、近年は、イノシシやニホンジカの生息域が拡大したことによる被害増加への対応が喫緊の課題となっている。

## (二) 森林・林業分野における被害について

ニホンジカによる被害については、主に県内東部の石巻・気仙沼・登米地域で造林木の食害が発生しており、再造林を進める上で支障となっている。また、食害で下層植生が消失することにより、森林の土砂流出や崩壊防止機能の低下が懸念されている。

ツキノワグマによる被害については、七ヶ宿町や大和町において、主に人工林の杉の樹皮を剥ぐ「皮剥ぎ」被害が確認されており、森林の経済的価値の低下を招いている。

これらの被害を防止するためには、侵入防止柵や防護資材の設置、忌避剤の散布などの対策が必要となり、森林整備に係る経費のかかり増しとなることから、低コストで効果の高い対策手法の確立が課題となっている。

## (三) カワウによる水産被害について

東日本大震災により、カワウの生息地であった海岸付近の樹木が消失したことに伴い、カワウの生息域が内陸部に移動したと考えられ、県内各河川において内水面水産資源の食害が報告されるようになった。

その生息状況については、令和二年度は約千羽から二千六百羽とされており、内陸部の地域活性化の一端を担う内水面漁業の振興を図る上で障害になっている。

県では、県内水面漁業協同組合連合会・内水面漁業協同組合が主体となり、追い払いなどを行っているものの、被害実態が十分に把握されていないため、関係機関と協力して被害実態等を把握した上で、速やかに効果的な対策手法を確立し、普及させることで、被害の拡大を防ぐ必要がある。

#### (四) ツキノワグマによる人身被害について

ツキノワグマによる人身被害については、令和元年度は六件で、死亡事故も一件発生した。令和二年度は一件であったが、平成二十五年度以降、人身被害が毎年度発生しており、また、全国的にもツキノワグマが市街地へ出没する事例が増加していることから、引き続き人身被害の防止に向けた取組等を進めていく必要がある。

## 2 鳥獣被害の防止・軽減対策について

### (一) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に係る取組等について

「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」(以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。)は、鳥獣被害の深刻化を踏まえ、市町村が中心となって実施する被害防止のための総合的な取組を支援するもので、平成十九年に成立した。

同法に基づき、被害防止計画を作成した市町村に対しては、農林水産省補助事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」による支援や、鳥獣被害対策実施隊を組織することによる狩猟人材の確保などの施策を推進するため必要な措置が講じられている。

#### (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用について

市町村被害防止計画は県内で三十二市町村が作成し、これに基づき対策を実施している。また、鳥獣

被害対策実施隊は二十八市町村が設置している。

同交付金での主な支援内容としては、有害鳥獣捕獲に係る経費の補助、わな等の捕獲機材購入費の補助、捕獲技術向上等のための研修会の実施、侵入防止柵や解体処理施設等の整備、放置果樹の伐採や刈り払い等の生息環境の管理が挙げられる。また、令和三年度は、同交付金を活用して、県内三箇所に合計六十三台のセンサーカメラを設置して、R E S Tモデル（撮影データに基づき生息密度を推定する手法）による県内のイノシシの生息数推定を行っている。

なお、同交付金を補完する事業として、国からの割当てが不足した場合に、県単独で補助する取組を平成三十年から実施しており、令和二年度からは不足分の全額を補助している。

(2) 有害捕獲による捕獲頭数の状況について

農作物被害防止等のための有害捕獲（市町村単独事業等による捕獲を含む。）による令和元年度の捕獲頭数は、イノシシが八千九十二頭、ニホンジカが二千八百六十六頭であった。また、令和二年度の捕獲頭数は、イノシシが八千四百六十八頭、ニホンジカが四千九十六頭であり、被害の多いイノシシ及びニホンジカに集中し、捕獲を進めている。

(3) 侵入防止柵の整備状況について

県内では、鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用して、電気柵やワイヤーメッシュ柵を主体に、令和元年度までに約千六キロメートルの侵入防止柵が整備されている。侵入防止柵設置の効果を持続させていくためには、侵入防止柵の適正な維持管理が重要となることから、今後は、見回りによる日常管理を継続して行っていく必要がある。

(4) 解体処理施設等の整備状況について

捕獲された鳥獣については、市町村の多くで埋設処理を行っているが、埋設場所の確保や作業労力の

軽減が課題となっている。その対策として、広域行政事務組合の焼却施設において処分する市町も出てきていることに加え、蔵王町、白石市、村田町、川崎町及び丸森町では、鳥獣被害防止総合対策交付金などを活用し、事前処理のための解体処理施設や減容化処理施設が整備されている。

(5) 野生鳥獣を寄せ付けない環境管理の取組について

県では、県内にモデル地区を設置し、集落ぐるみの鳥獣被害対策の取組を支援しており、令和二年度までに十四地区で実施している。また、モデル地区の取組事例を研修会や会議等で紹介することで、他地域への普及を図っている。

(6) ICT技術の活用について

県内では、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、わな用受信器、センサーカメラなどを導入し、わな設置後の見回り労力の軽減など効率化を図る取組が進んでおり、令和元年度までに十六市町の協議会で導入されている。

(7) 捕獲技術等向上対策について

県の主催で鳥獣被害対策実施隊を対象とした研修会を開催しているほか、新たな担い手の確保策として、県農業大学校での鳥獣被害対策に関する講義も実施している。

(二) 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に係る取組等について

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護管理法」という。)は、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項を規定している。

同法に基づき、集中的かつ広域的に管理を図る必要があり、指定管理鳥獣捕獲等事業における個体数調整の対象となる指定管理鳥獣として、国はイノシシ及びニホンジカを指定している。また、生息数が著し

く増加又は生息域が拡大しており、管理を図るため都道府県知事が指定する第二種特定鳥獣として、県はイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びニホンザルを指定している。

県では、これらの第二種特定鳥獣について、平成二十九年度から令和三年度を計画期間として「第二種特定鳥獣管理計画」を策定するとともに、毎年度当該鳥獣の管理事業実施計画を策定し、個体数の適正管理や必要な管理事業を実施している。

(1) 「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく個体数調整等の推進について

イノシシ、ニホンジカについては、指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、生息調査等を実施し、その結果を踏まえて策定した実施計画に基づき、個体数調整の強化を図っており、令和元年度の捕獲実績は、イノシシが千七十七頭、ニホンジカが三百一頭であった。また、令和二年度の捕獲実績は、イノシシが三千百九十四頭、ニホンジカが六百十一頭であった。

さらに、野生鳥獣の捕獲促進及び被害防止対策の強化のため、平成二十九年度から大河原地方振興事務所林業振興部に鳥獣被害対策専門指導員等を配置し、令和三年度は十人体制でイノシシの捕獲等を実施している。

(2) 県内の狩猟免許所持者数について

県内の狩猟免許所持者数の推移については、狩猟免許所持者全体で見れば近年は増加傾向にあるものの、令和二年度の狩猟免許所持者数は、十年前の平成二十二年度と比較すると、わな猟免許所持者数は増加しているのに対して、銃猟免許所持者数は減少している。

(3) 狩猟者確保対策について

県では、狩猟経験の浅い者や狩猟に関心のある者を対象に「新人ハンター養成講座」を開催し、有害鳥獣捕獲の担い手を育成・確保しているほか、令和二年度からは、狩猟免許を取得して間もない者を対

象に「新米ハンターレベルアップ講座」を開催し、若手狩猟者の技術向上を支援している。また、狩猟免許試験の受験機会の確保のため、狩猟免許試験の開催場所の分散化や休日の試験開催、わな猟限定の試験回数を増やすなど、受験者の利便性の向上に努めており、令和二年度は、市町村からの要望に応じて、大崎市でわな猟限定の狩猟免許試験を実施している。

(三) 森林・林業分野における防止・軽減対策について

県では、食害のおそれがある地域で造林を行う場合、防鹿柵などの侵入防止柵や防護資材の設置、忌避剤の散布などの対策に係る経費について補助を行っている。また、事例集などを発行して被害防止対策の普及を図るとともに、地域に合ったニホンジカの効果的な捕獲手法の実証試験などにも取り組んでいる。

(四) カワウによる水産被害対策について

県では、カワウの生息状況調査を実施するとともに、内水面漁業協同組合と協力して被害量の推定に取り組んでおり、駆除したカワウの胃の内容物から、アユやサケ等の重要な内水面水産資源の食害が明らかになっている。

このため、県では、令和三年度以降、関係機関と協議し、被害対策指針を策定する予定としており、当該指針に基づき、効果的な個体群管理や被害防除対策を確立し、県内水面漁業協同組合連合会・内水面漁業協同組合を中心に防除等の対策を実施して、被害の拡大を防いでいくこととしている。

(五) ツキノワグマによる人身被害対策について

県では、平成二十六年度に、ツキノワグマが市街地等に出没した場合の緊急捕獲許可フロー図を定め、各地方振興事務所、宮城県警察、市町村、一般社団法人宮城県猟友会と共有し、出没の通報から捕獲までに至る関係者の役割分担の周知徹底を図っている。また、県のウェブサイトにツキノワグマの出没情報、ツキノワグマに遭わない方法、ツキノワグマに遭ってしまった場合の対応法などを掲載し、注意喚起を行

っている。

### 3 野生イノシシの豚熱及びアフリカ豚熱対策について

豚熱については、平成三十年九月、二十六年ぶりに国内で発生した。令和三年一月末現在、十三府県で防疫措置を実施し、約十八万頭の豚が殺処分された。また、令和元年十月に、国は豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針を改正した。これにより、予防的ワクチン接種が可能となり、令和三年一月末現在、本県を含む二十八都府県でワクチン接種が実施され、本県では、令和三年一月二十七日に、全百四十一農場、約十七万頭に対するワクチン接種を完了している。

アフリカ豚熱については、令和三年一月末現在、国内での発生事例はないものの、アジアでは、平成三十年八月に中国で発生して以来、十三箇国・地域に拡大しており、日本への侵入リスクの高い状況が継続している。

今後は、養豚経営体へのウイルスの侵入防止の強化を含めた飼養衛生管理基準の徹底や指導助言の強化、アフリカ豚熱を想定した防疫研修・演習の実施、野生イノシシのサーベイランス検査の強化などの対策を進めていく必要がある。

### 4 東日本大震災による放射性物質に係る鳥獣肉の出荷制限について

#### (一) 現状

鳥獣肉（以下「ジビエ」という。）の利活用は捕獲の促進に有効な取組であるが、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内全域を対象として、イノシシ及びツキノワグマについては平成二十四年六月二十五日付けで、ニホンジカについては平成二十九年十二月十三日付けで出荷制限指示が出され、現在も継続している。

このうち、ニホンジカを取り扱う石巻市内の二事業者については、国と調整した結果、全頭検査を前提

とした県の出荷・検査方針が整ったことから、平成二十九年十二月二十七日付けで出荷制限が解除されている。また、女川町内の一事業者についても、同様に令和二年七月二十七日付けで出荷制限が解除されている。

(二) ジビエの出荷制限指示への対応について

県では、有害鳥獣捕獲等により捕獲したものの一部から検体を採取して、検体中の放射性物質をモニタリング検査しており、検査結果については、国に報告するとともに、県民に情報提供している。

全頭検査を前提とした新たな出荷制限の解除については、事業者からの要望があった場合に、県は、事業者ごとに全頭検査に基づく出荷・検査方針を作成し、国と調整して出荷制限の解除に向けた手続を行うこととしている。

その一方で、出荷制限の影響により、狩猟による捕獲頭数の減少が危惧されることから、十分な捕獲圧を維持するため、イノシシ及びニホンジカを狩猟で捕獲した者に報償金を支給している。

二 参考人からの意見聴取

1 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員 宇野 壮春 氏

東北野生動物保護管理センターでは、東北地方を中心に、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカなどの大・中型哺乳類を対象とした調査・研究や、地域における鳥獣被害対策の検討、実施及び効果の検証までを総合的にコーディネートする業務などを行っている。

宇野氏は、近年、野生鳥獣による被害が深刻化・広域化している背景として、中山間地域の人口減少、野生動物の利用価値の低下、捕獲の担い手の減少や高齢化などが挙げられると指摘した。また、補助金等により、ICTやIoT等を活用した効果的・効率的な捕獲技術等を導入しても、地域において正しい対策知識

が共有され、普及しなければ、被害の減少にはつながらないと指摘した。

このことから、鳥獣被害対策については、地域における合意形成を経て、地域独自の課題や費用対効果等を勘案しながら、地域全体で持続可能な管理手法を作り上げるなど、地域づくりの一環として継続的に実施していくことが重要であると述べた。

## 2 農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 課長補佐 伊藤 隆 氏、

農林水産省東北農政局農村振興部農村環境課 課長 杉山 正広 氏、課長補佐 畠中 昭二 氏

伊藤氏らは、鳥獣被害の現状と対策について、次のとおり述べた。

全国の野生鳥獣による農作物被害額は、平成二十二年度をピークとして年々減少しているものの、高止まりの状況が続いており、令和元年度は約百五十八億円であった。東北管内における令和元年度の農作物被害額は約十三億円であり、県別では、山形県、岩手県、福島県、宮城県、青森県、秋田県の順に多い。鳥獣種別の被害額は、イノシシ、ニホンジカ、カラス、ツキノワグマ、ニホンザルの順に多く、被害の大部分を占めるイノシシ及びニホンジカについては、全国的には減少傾向にあるものの、イノシシの生息域が北上していることなどの影響で、東北管内では増加している。

鳥獣被害防止総合対策交付金では、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動や侵入防止柵・焼却施設の整備など、地域で行うことができる対策についての総合的な支援を行っており、また、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金でも、鳥獣被害対策推進枠を設け、集落等を単位とした鳥獣被害対策に対する支援も行っている。

さらに、有害鳥獣をマイナスの存在からプラスの存在に変える取組として、ジビエ利用の拡大に向けた取組を支援しており、国では、令和七年度のジビエ利用量を四千トン（令和元年度の約二倍）にするという目標を掲げ、鳥獣被害防止総合対策交付金において、処理加工施設の整備に係る補助や放射性物質による出荷

制限解除に向けた検査費用の支援などを行っている。

このほか、令和三年六月に鳥獣被害防止特別措置法が改正され、都道府県は、被害防止を目的とした複数の市町村界をまたぐような広域的な捕獲対策等を実施できることとなり、国はそのために必要な費用についての支援を行っていくとの説明があった。

3 仙台市環境局環境部環境共生課 課長 金久保 美喜 氏、環境共生係長 川満 尚樹 氏、

仙台市経済局農林部農業振興課 課長 鈴木 中 氏、地域支援係長 眞野 英明 氏

金久保氏は、仙台市における鳥獣被害のうち、ツキノワグマによる被害の現状と対策について、次のとおり述べた。

仙台市のツキノワグマによる人身被害については、過去十年間で平成二十八年度の五件のみであり、死亡事案は発生していない。出没件数は例年二百件前後で推移しているものの、数年に一度多くなる傾向が見られ、平成二十八年度と令和二年度は出没件数が四百件を超え、例年に比べて多い年となったが、その要因の一つとして、ブナとミズナラが共に凶作であったことが挙げられる。また、令和二年度は、都市計画上の市街化区域での出没件数が全体の約二十五%を占めていたことから、人身被害につながるおそれが高い状況であったと指摘した。

被害防止のための啓発については、出没が多い地域を中心にツキノワグマ対策の市民講座を開催し、ツキノワグマを人里に引き寄せないための方策などの啓発を実施しているほか、メール配信サービス等による出没情報の速やかな情報発信により注意喚起を行っている。また、令和二年三月には、「せんだいチューブ」(仙台市公式動画チャンネル)に、ツキノワグマが出没しやすい地点やツキノワグマに出会ってしまった時の対処方法などを紹介した啓発動画を公開するなど、より多くの市民にツキノワグマの習性や対策等を知ってもらうための取組も実施しているとの説明があった。

鈴木氏らは、仙台市における野生鳥獣による農作物被害について、次のとおり述べた。

有害鳥獣による仙台市の農作物被害の状況については、例年、被害額の大部分をイノシシが占めており、イノシシの捕獲頭数も平成三十年以降は急激に増加していることから、被害軽減のためにはイノシシ対策が重要である。また、近年は市街地でのイノシシの目撃例が増えており、市街地での生活被害や人身被害も懸念されるため、農業者に対してだけでなく市街地の住民に対しても、イノシシ被害についての啓発活動を行うなどのきめ細かな対応が必要であると指摘した。

これまでの仙台市の取組のうち、防除については、集落全体の農地を防護するものとしてワイヤーメッシュ柵を、個々の農地を防護するものとして電気柵を市内各地に設置しており、それぞれの柵の平成二十一年度からの設置総延長は、ワイヤーメッシュ柵が約三百七十九キロメートル、電気柵が約四百二十四キロメートルとなる。

捕獲については、平成三十年度に仙台市鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は市の非常勤の公務員として任命され、五つの隊がそれぞれの管轄区域において、市の公務員として主体的にわなの見回りや捕獲等を行っている。また、捕獲の効率化と捕獲従事者の負担軽減を図るため、ICTを活用した捕獲システムを平成三十年度から導入している。さらに、地域ぐるみの捕獲対策として、平成二十七年三月から、狩猟免許を有しない捕獲従事者容認事業として、地域住民が箱わなの設置や見回りなどの活動に参加できる制度を創設し、令和三年七月一日時点で市内四十二地区、合計五百七十五人がイノシシの捕獲に従事しており、実施隊員の負担軽減と地域の自主防除意識の高揚につながっていると説明があった。

有害鳥獣対策における課題については、捕獲後の個体処理が挙げられる。特にイノシシの解体には相応の手間と技術が必要であり、実施隊員や地域住民にとって大きな負担となっている。令和二年度からは民間企業が所有する解体処理場を活用し、捕獲した個体の解体作業ができるようになったが、更なる処理作業の負

担軽減に向けて、施設整備等を含めた広域的な取組が必要であると指摘した。

また、ワイヤーメッシュ柵の維持管理も課題となっている。維持管理は地区の農業者団体が行うことになっているが、地域の高齢化により、点検・補修に係る人材の不足や、補修資材等に係る費用など、維持管理に係る負担は地域にとって大きくなっているのが現状である。令和三年度からは、仙台市農作物有害鳥獣対策協議会でまとめて補修資材を購入して地域に配布するなどの支援を行っているが、こうした防除は長期的な取組となるため、今後も柵周辺の草刈りを行うなどの適切な維持管理が不可欠であるとともに、地域の活力を維持するための継続的な支援が必要であると指摘した。

さらに、鈴木氏は、イノシシは繁殖力・学習能力が高いことから、永続的に効果がある抜本的な対策を講じることは困難であると指摘し、個体の捕獲のほか、イノシシを集落に寄せ付けないための環境整備、物理的に侵入を遮断する防除という三つの対策を地域と行政が丸となって今後も粘り強く取り組んでいく必要があると指摘した。

### 三 県内調査

#### 1 大崎市

大崎市では、イノシシによる農作物等への被害が増加しており、捕獲頭数は令和元年度が二百七十八頭であったのに対して、令和二年度は六百九十頭と約二・五倍に増加しており、増加率は県内の市町村の中で最も高かった。イノシシは岩出山地区や鳴子地区を中心に出没しており、令和二年度の捕獲頭数は二地区合わせて五百九十一頭となり、大崎市全体での捕獲頭数の約八十五%を占めている。また、捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得やくくりわな捕獲に対する助成、大崎市での狩猟免許試験の開催などを行ったことで、大崎市鳥獣被害対策実施隊の隊員数は、令和三年度に百五十一人となり、令和二年度に比べて二十一人

の増員となった。さらに、地域ぐるみの捕獲対策として、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの古谷益朗氏を招いて、実施隊の隊員のみならず、地域関係者も対象としたイノシシ被害対策等に関する研修会を定期的に開催しており、地域全体で鳥獣被害対策に関する理解を深める機会を設けている。

有害鳥獣の侵入防止対策については、県のみやぎ環境税等を活用し、圃場周辺へのソーラー電気柵等の導入について、平成三十年度から令和三年六月末まで合計三百七十件の補助を実施した。また、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用して、被害が比較的大きい鳴子、岩出山地区を中心に侵入防止物理柵の設置も行っており、平成三十年度からの設置総延長は、約五十四・三キロメートルとなっている。

さらに、大崎市では、今後もイノシシの捕獲頭数の増加が見込まれるとともに、個体を焼却処理している施設の廃炉も予定されていることから、捕獲した個体の新たな処理方法としてジビエの利活用を検討しており、そのための環境整備や食肉加工処理施設等の整備についての検討を、令和四年度から行う予定であることなどの説明を受けた。

次に、大崎市鳥獣被害対策実施隊員である齋藤昭博氏、大井川清純氏、西澤誠弘氏からは、次のような発言があった。

齋藤氏からは、会社員が銃猟免許を取得する場合には、何度も平日に休暇を取得して、管轄の警察署において猟銃所持のための手続等を行わなければならない、その点が若年層の免許取得の妨げとなっているのではないかとの意見があった。

大井川氏からは、ツキノワグマの捕獲許可決定に基づいてツキノワグマの捕獲を開始する頃には既に捕獲対象のツキノワグマは移動しており、捕獲に至らないことが多いため、速やかな捕獲許可決定が必要であるとの意見があった。

西澤氏からは、田尻地区の特徴として、地区の総面積の約半分に当たる三千六十一ヘクタールが国指定の

鳥獣保護区に、そのうち四百二十三ヘクタールがラムサール条約湿地として特別保護地区となっているため、他の地域と比べて狩猟活動が制限されることが多いとの説明があった。

最後に、大崎市から次の三点が要望された。

- (一) イノシシの捕獲数増加に伴い、減容化処理施設やジビエ利活用のための食肉加工処理施設の整備及び新たな侵入防止物理柵の設置が必要となるため、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金を十分に確保するとともに、鳥獣被害対策に係る県独自の支援も強化してほしい。
- (二) ジビエ利活用に係る取組を推進するため、原子力災害対策特別措置法に基づく野生鳥獣肉の出荷制限等の指示について、県において、国に対して早期の一部解除に向けた手続等を行ってほしい。
- (三) 有害鳥獣による農作物等への被害は、県内各地に拡大しており、防疫上の観点からも広域的な対策の強化が必要であることから、県が主体となって、市町村の枠を超えた広域的な捕獲対策等を実施してほしい。

## 2 村田町

村田町では、平成二十三年度頃から、イノシシの生息域が宮城県南部の地域から北に急速に拡大したことなどに伴い、イノシシ等による農作物の被害報告件数が急増した。村田町農作物有害鳥獣対策協議会が中心となり、村田町鳥獣被害対策実施隊等の関係機関と連携して有害鳥獣の捕獲を推進した結果、イノシシの捕獲頭数は増加したが、捕獲個体を埋設するための掘削作業が捕獲者の大きな負担となり、処分方法の軽減が急務の課題となった。

村田町農作物有害鳥獣対策協議会における検討の結果、捕獲者の負担を可能な限り軽減し、捕獲に集中できる環境を整備するため、解体ではなく分解処理が可能な施設の設置が望ましいという結論となり、減容化処理施設の導入を決定した。

この施設は、平成三十年度中山間地域所得向上支援事業を活用し、総事業費三千六百八十二万八千円で小

泉地区に建設され、平成三十一年四月から供用を開始している。六十キログラム程度の個体であれば、一度に八頭を投入することができ、おがくずの常在菌により約一週間で個体が分解される。減容化されたものは年に四回程度、一般廃棄物として焼却処分しており、年間の処理能力は四百二十頭以上と見込まれている。捕獲した個体を鳥獣分解処理装置の処理槽に投入することで分解と減容が行われることから、実施隊員、捕獲従事者等の負担が大きく軽減されることとなった。

### 3 石巻市

石巻市では、ニホンジカの生息域拡大による農業被害、林業被害等が増加しており、令和二年度の捕獲頭数は、くくりわなの設置により集落周辺の捕獲圧を強化したこともあって、過去最高の二千九百五十九頭であった。牡鹿半島及び内陸部におけるニホンジカの生息数は、令和二年度に石巻専修大学に委託して調査したところ、牡鹿半島に二千三百二十七頭、北上川南岸に四千四百十二頭、北上川北岸に七百二十六頭で、合計七千四百六十五頭が生息していると推計された。また、令和二年度はイノシシが六頭捕獲されており、イノシシの生息域拡大による農作物被害等の増加も懸念されている。

さらに、高齢化に伴う狩猟者の減少が課題となっており、捕獲の担い手を育成・確保するため、狩猟免許取得や捕獲技術講習会受講に対する助成等を行っている。

有害鳥獣の侵入防止対策については、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和二年度は稲井地区及び大川地区にネット柵を設置し、また、市内三箇所にてICT等を活用した大型の囲いわなを設置することで、ニホンジカ捕獲の効率化を図っている。

捕獲したニホンジカの一部は、解体処理施設等へ搬入され、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値である一キログラム当たり百ベクレルを超えないものについては、出荷制限が一部解除され、加工品などが市内のレストランや道の駅などで販売されている。令和二年度は百六十一

頭がジビエとして利用されたものの、捕獲した個体のほとんどは埋設処理されており、処理に伴う狩猟者等の負担が大きいことなどから、周辺市町も対象とした広域的な処理施設の整備が必要な状況となっている。

#### 四 県外調査

##### 1 群馬県

群馬県の野生鳥獣による農林業被害額は、平成二十四年度の約十二億二千四百三十万円をピークとして年々減少していたが、令和元年度は若干の増加に転じ、約五億五千九百四十一万円であった。被害を及ぼしている主な野生鳥獣の捕獲総数は、平成二十二年度から増減を繰り返しているものの、全体として増加傾向にあり、令和元年度は過去最高の一万九千四百七十七頭であった。内訳としては、ニホンジカの捕獲頭数が最も多く、令和元年度は九千三百四十頭であった。

群馬県では、平成二十六年度に「群馬県鳥獣被害対策基本方針」を定め、被害対策の基本である「守る」「捕る」「知る」対策を地域住民、市町村、県及び関係機関等と連携して総合的、計画的に実施している。

鳥獣被害対策の実施体制については、副知事を本部長とする「鳥獣被害対策本部」が鳥獣被害対策の中核として全県的な対策の方向付けを行っている。また、地域における課題等を県の施策に反映させるため、県内の五つの農業事務所ごとに「地域鳥獣被害対策推進会議」が組織され、地域への対策技術の普及等を行っている。平成二十一年六月には、日本獣医生命科学大学と「野生動物対策推進に関する包括連携協定」を結び、県・市町村職員等を対象とした専門的研修を通じての人材育成や野生動物に関する共同研究などの取組を実施し、科学的根拠に基づく対策の推進を図っている。さらに、「鳥獣被害対策支援センター」が平成二十二年四月に設立され、「地域や農林業者が被害減少を実感できる対策の実現」に向けて、県内市町村が取り組む被害対策の支援を行うとともに、関係部局が所管する対策関連事業の調整を行うなど、被害対策の司令塔

としての役割を果たしている。

地域ぐるみの被害対策については、平成二十二年度から「鳥獣害に強い集落づくり支援事業」に取り組んでいる。野生鳥獣による農林業被害等が深刻であるなどの地域住民による主体的な取組が見込まれる地区等を対象として、地域住民が県の地域機関や市町村とともに、勉強会・研修会の開催、集落環境調査・整備、捕獲体制の整備などに取り組んでおり、現在も七十四地区で実施している。

人材育成については、日本獣医生命科学大学との連携事業のほか、被害対策を実施する範囲に応じた知識・技術を有する高度専門技術者、地域対策指導者、地域リーダーを育成するための各種研修を実施するなど、必要な人材を必要な場所に確保するための体系的な人材育成プログラムを構築し、専門技術者等の確保を図っている。

隣接県等との広域的な連携については、平成二十二年度から、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、埼玉県及び群馬県が参加する「北関東磐越六県野生鳥獣による農作物被害対策連携会議」を年に一回開催しており、県境における広域的な被害対策の実施や各県が有する鳥獣被害の課題解決に向けた協議などを行っている。また、栃木県及び埼玉県とは、個別に実務担当者による連携会議を立ち上げて、情報共有等を行う機会を設けるなど、隣接県と一層の連携強化を図っている。

## 2 栃木県

栃木県の野生鳥獣による農業被害額は、平成二十八年度の約三億八千万円をピークとして、近年は減少傾向にある。令和二年度は約二億六千万円で、このうち、イノシシによる被害額が約一億二千六百万円と全体の約半分を占めている。令和二年度は約一億二千六百万円であった。林業被害額は、平成二十七年の約二億七千万円をピークとして、近年は減少傾向にあり、令和二年度は約一億二千万円であった。

鳥獣被害対策の推進体制については、平成三十年度に、知事を本部長とする「鳥獣被害対策本部」と県内

の五つの地方機関ごとに「地域鳥獣被害対策連絡会議」を設置し、地域の実情を踏まえた被害防止対策を推進している。

また、宇都宮大学が文部科学省の「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」に採択されたことを受け、平成二十一年度から、同大学と連携して、地域に密着した野生鳥獣管理対策のリーダーとなる人材の育成に取り組んでいる。「獣害対策地域リーダー育成事業」では、同大学と連携し、地域ぐるみの獣害対策推進に必要な専門的知識と技術を有し、各地域で指導者となる人材を育成するためのカリキュラム形式の研修に加えて、地域特有の課題の解決に向けた人材を育成するための地域課題解決研修を行っている。これらの取組などにより、栃木県では、令和三年四月時点で、一般社団法人鳥獣管理技術協会が認定する「鳥獣管理士」の資格を全国で最も多い百二十一人が取得している。

地域ぐるみの被害対策については、平成二十九年度から「とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業」に取り組んでおり、農林業被害が深刻であるなどの獣害対策が必要な集落に、専門的な知識や技術を有する鳥獣管理士を派遣し、集落点検や被害対策の計画作成を住民と協力して行うなど、住民主体の効果的かつ継続的な獣害対策の実施を支援している。また、令和三年度は、「農業被害防止対策サポーター事業」として、農作物被害に悩む個別の農家に対して、鳥獣管理士と県・市町が連携し、迅速かつ的確な指導を行うなどの支援も行っている。

### 3 株式会社馬頭むらおこしセンター（栃木県那須郡那珂川町）

株式会社馬頭むらおこしセンターは、「道の駅ばとう」を運営しており、道の駅ばとうでは、栃木県の八溝山系地域で捕獲され、那珂川町イノシシ肉加工施設で加工された野生のイノシシ肉「八溝ししまる」を使用した食品や料理を販売・提供している。

なお、栃木県で捕獲されたイノシシ肉については、原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限等が指

示されているが、那珂川町イノシシ肉加工施設で受け入れ、全頭検査を実施した上で国の基準に適合するとされたイノシシ肉については、平成二十三年十二月五日付けで出荷制限が解除されている。

那珂川町イノシシ肉加工施設は、町営の施設であり、農作物に多大な被害を及ぼすイノシシを捕獲し、その肉を地域資源として特産品化することによって、農作物への被害を軽減することに加え、那珂川町への人の流れを創出して地域の活性化を図る目的で、平成二十一年四月に整備された。総事業費は三千八百万円で、年間の処理能力は五百頭となっている。捕獲されたイノシシを町が買い取るため、捕獲者自らが埋設処理等を行う必要がなく、捕獲報酬も通常どおりに支給されることから、狩猟者のモチベーションの維持につながっている。施設の運営等に係る予算は令和元年度で約二千二百八十万円であり、同年度の販売実績額は約千六百三十万円であったため、数字上は約六百五十万円の損失となっているが、イノシシの捕獲頭数の増加等に伴い、同年度のイノシシによる農業被害額は、平成二十四年度比で約七百二十万円減少していることから、町としては、全体として採算がとれているとの認識であるなどの説明を受けた。

## 五 総括・提言

これらの調査結果を踏まえ、本委員会は、「拡大する鳥獣被害の現状と防止・軽減対策」について検討し、次のとおり取りまとめた。

### 1 鳥獣被害の防止・軽減対策について

(一) 野生鳥獣による農作物の被害を効果的に防止するためには、農業者だけではなく、集落等の地域住民が鳥獣被害を共通課題と認識するとともに、地域ぐるみで鳥獣被害対策を実施することが重要であることから、県は、引き続き鳥獣被害対策のモデル地区を設定するなど、地域住民が一体感を持って継続的に鳥獣被害対策に取り組むための支援等に努めること。また、地域において適切かつ効果的な対策知識が共有さ

れ、普及するよう、専門技術者等の定期的な派遣や紹介等の支援を行うこと。

(二) 県は、狩猟者の負担軽減及び感染症対策の観点から、市町村と連携して、減容化処理施設等の整備に向けた支援を行い、狩猟者が捕獲活動に専念できる体制を構築すること。また、市町村単位で処理方法が異なっている現状を踏まえ、複数の市町村を対象とした広域的な処理施設の整備に向けた議論を進めること。

(三) 有害鳥獣による各種被害は県内各地に拡大しており、防疫上の観点からも広域的な対策の強化が必要となることから、県は、ドローンやGPS位置情報等のICTを活用した広範囲かつ効率的な調査手法も導入しつつ、市町村の枠を超えた広域的な捕獲対策等を実施すること。

(四) 県は、引き続きカワウによる内水面漁業被害の実態把握に努めつつ、今年度策定した管理指針に基づき、関係機関と連携の上、被害防止・軽減に向けた取組を強化すること。

## 2 狩猟者の育成・確保について

(一) 県は、鳥獣被害の防止に必要な人材を確保するため、狩猟免許の取得を検討する者に対して、関係団体等と連携の上、免許取得までのフォローアップを積極的に行うとともに、狩猟者及び関係団体等の捕獲活動に要する経費に対しても、一層の財政的支援を行うこと。

(二) 県は、引き続き狩猟者の捕獲技術の維持・向上を目的とした研修会等を定期的に開催するとともに、より高度な技術や知識を有する人材を育成するための研修会等を開催することで、効率的かつ確実な捕獲の実施を図ること。また、銃猟者の捕獲技術の維持・向上を図るため、引き続きライフル銃及びスラッグ弾の射撃訓練場の更なる整備を検討すること。

## 3 ジビエの活用について

県は、ジビエの流通販売による活用を希望する事業者や市町村等から相談があった際には、資源利用に関する適切な情報を提供するとともに、出荷制限の解除及び事業化に向けた必要な支援を行うこと。

#### 4 鳥獣被害対策に係る推進体制について

(一) 県は、鳥獣被害対策を強力に推進するため、一元的に情報を集約し、全県的な対策の方向付けを行う組織体の設置や、地域の実情に応じた効果的な対策を集中的かつ機動的に行う体制の整備など、組織体制の抜本的強化を検討すること。

(二) 県は、大学や民間団体等の研究機関と連携して、鳥獣被害対策に関する共同研究や人材育成等の取組を実施するとともに、市町村への支援体制の整備を含め、野生鳥獣管理学等の知見に基づいた被害対策の推進を図ること。

(三) 県は、県境における広域的な被害対策の実施を図るため、隣接県と連携会議を立ち上げて、共通課題の解決に向けた協議や情報共有等を行う機会を設けるなど、一層の連携強化を図ること。

以上、これらの提言が今後の県の関係施策に十分反映されることを期待して、報告とする。

令和三年十一月十九日

宮城県議会鳥獣被害対策調査特別委員長 菅 間 進

宮城県議会議長 石川 光 次 郎 殿